

第4章 計画の推進・評価について

1. 計画の推進体制

1) 庁内体制

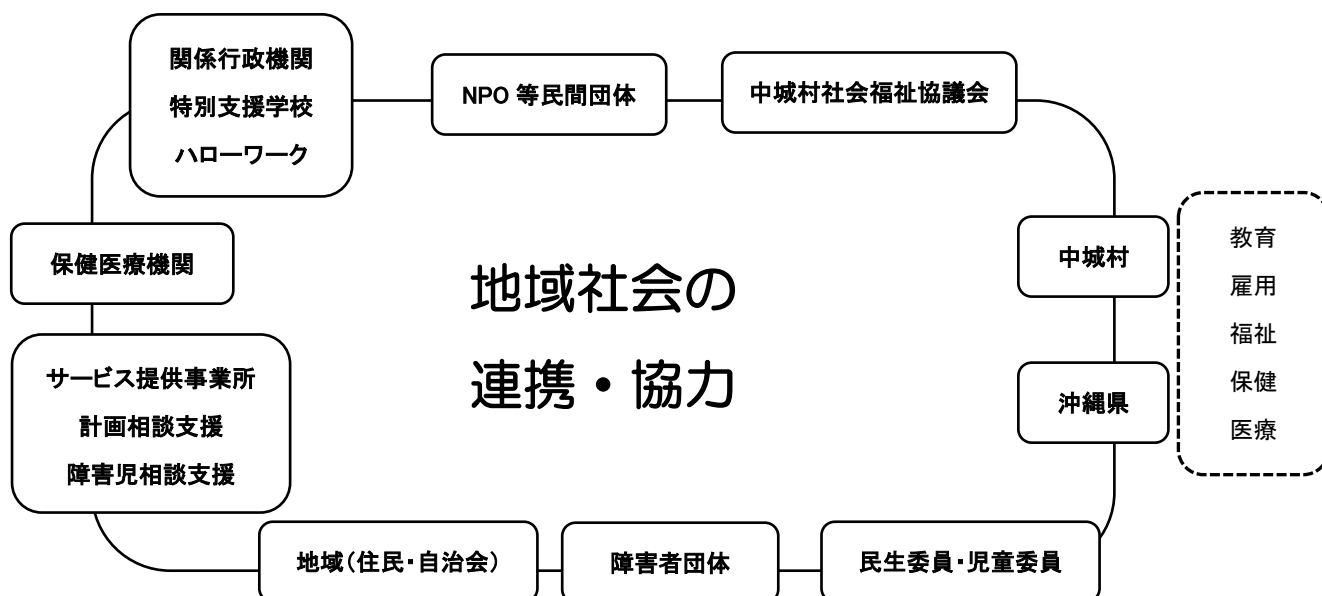
本計画は、事務局である福祉課と各施策の担当課が連携し、全庁が一体となって推進する体制を構築します。

具体的には、障害児や家族へ支援、発達面の療育等や医療的ケア児等への支援には、こども課・子育て世代包括支援センターや教育委員会との連携体制が必要となります。また、成人期の障害者への支援には健康管理面の指導も必要となり、健康保険課との連携も必要です。

これらの連携体制を構築するための協議の場として、中城村地域包括ケア推進協議会の障害部会内に支援目的に合ったワーキングチームを設置して、支援体制の構築に取り組んでまいります。

2) 関係機関や地域との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉協議会、村内外のサービス提供事業所、地域自治会、民生委員・児童委員、等との連携強化が必要です。それぞれの役割や機能を共有し、相互協力体制の構築に取り組んでまいります。



2. 人材の確保・質の向上

相談支援や各種サービスの充実を図るためには、専門職員の確保が重要となります。村における専門職員の確保、研修参加等の機会の拡充等による資質向上のみならず、サービス提供事業所においても人材の確保、職員の資質向上が図れるよう、情報交換を始めとした支援体制の構築に努めてまいります。

3. 計画の進行管理

1) 中城村地域包括ケア推進協議会の活用

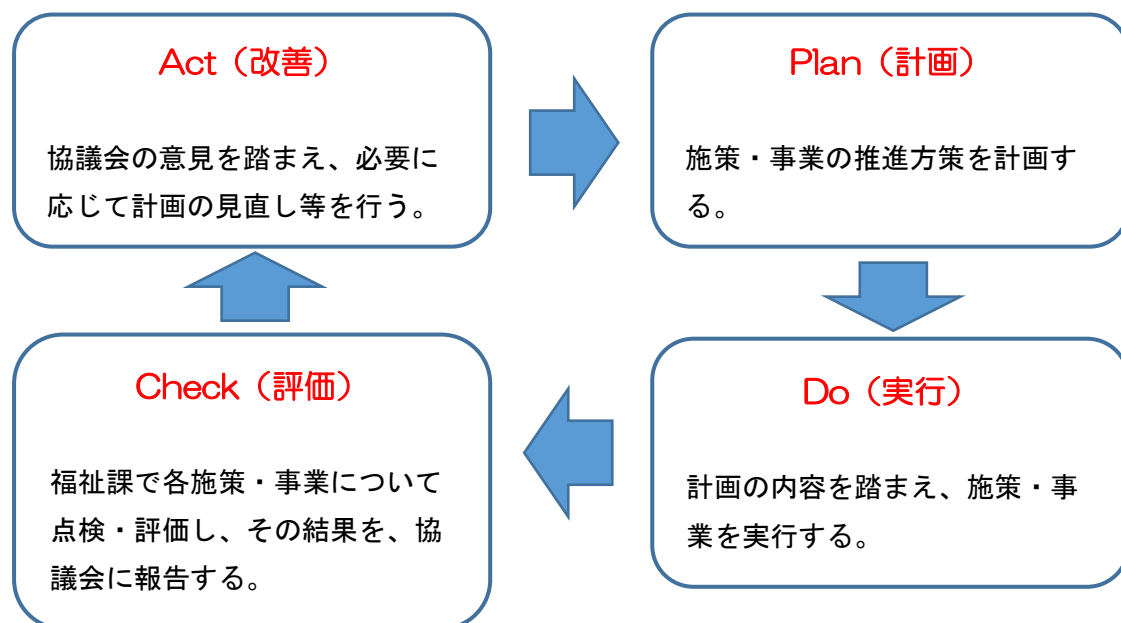
本計画は、令和5年度の見直しに併せて全体の計画書を策定しますが、各施策は実施の過程において新たな課題が発生することは明確です。障害児者等の多様なニーズや地域の実情に対応した取り組みを行うため、計画の進行状況を管理していく必要があります。

本計画の進行管理に当たっては、中城村地域包括ケア推進協議会が計画の進行管理組織として位置づけられています。毎年の実績に基づき、本計画の評価・点検に努め、中城村地域包括ケア推進協議会へ報告します。なお、評価・点検の際にはPDCAサイクルによる評価・点検に努めます。

中城村地域包括ケア推進協議会は、障害福祉のみならず、高齢者福祉・介護予防等の施策の進行管理の組織としても位置づけられており、8050問題等の対策も同時に取り組みを進めてまいります。

また、協議会の下部組織である高齢者部会、障害部会において、支援目的に応じたワーキングチームを設置し、個別的な課題解決に取り組んでまいります。

<PDCAサイクルのプロセスのイメージ>



2) 計画や障害福祉サービス等の広報・普及啓発

本計画は、計画書として印刷・発行するほか、村広報誌やホームページを活用して計画の内容の周知を図ります。

また、中城村社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会とも連携し、本計画内容の周知に努めてまいります。